

関係私立学校設置者 殿

愛知県県民文化局長
(公 印 省 略)

「平成 2 8 年度以後の監査事項の指定等について（通知）」の一部改正について（通知）

私立学校振興助成法（昭和 5 0 年法律第 6 1 号）第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、経常費補助金を受ける学校法人で知事を所轄庁とするもの（同法附則第 2 条により、学校法人以外の私立学校の設置者を含む。以下同じ。）は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を知事に届け出ることとされ、さらに同条第 3 項の規定に基づき、計算書類には公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することとされております。

届出の方法等については、別添の平成 2 7 年 1 0 月 2 3 日付け 2 7 学振第 1 0 0 7 号「平成 2 8 年度以後の監査事項の指定等について（通知）」において示しているところですが、このたび、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年 5 月 1 9 日公布）による公認会計士法の改正等を受けて、本通知第 5 の 2 「届出方法等」を下記のとおり改めますので、通知します。

記

第 5 計算書類等の届出について 2 届出方法等

- (1) 計算書類は学校法人会計基準の第一号様式から第十号様式（省略できるものを除く。）の順序とすること。なお収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第十号様式の後に追加すること。
- (2) 公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本が紙媒体である場合には、当該監査報告書（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）を監査証明の対象となった計算書類の前にとじ込み、原本を紙媒体で届け出ること。この場合の計算書類の用紙は日本産業規格 A 4 判に統一すること。ただし資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。
- (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本が電子形式である場合には、当該監査報告書（電子署名のあるものを必要とすること。）と監査証明の対象となった計算書類を一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で届け出ること。
- (4) 収支予算書は計算書類とは別につづり（電子形式の場合は、別のファイルとして）、届け出ること。

添付書類

【別添】平成 2 8 年度以後の監査事項の指定等について（通知）

担 当 県民生活部学事振興課
私学振興室 指導グループ（高橋）
電 話 052-954-6186
メール shigaku@pref.aichi.lg.jp